

事前登録制本人通知制度について

1. 制度の概要

2014年（平成26年）2月3日に制度開始。

通知を希望する被交付請求者（事前登録者）から申請を受付け、本人通知登録者台帳に登録する。

登録された者に対して、代理人および第三者から戸籍謄本等の交付請求があれば、その事実を被交付請求者に通知する。

2. 制度の趣旨

通知を希望する被交付請求者（事前登録者）に戸籍謄本等の交付請求の事実を知らせることにより、当該請求が不正であった場合、その早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明が可能となる。

本制度の導入により、不正請求の発覚可能性が高まるところから、差別事象に繋がる可能性がある戸籍等の不正請求を抑止する効果が期待される。

3. 制度の詳細

○ 対象者

事前に本人通知の登録申請のあった個人（以下「登録者」という。）

○ 対象の証明書

戸籍謄抄本（除籍謄本を含む）、戸籍の附票、住民票の写し（（住民票の除票を含む）（以下「謄本等」という。））

○ 対象とする交付請求の種別

代理人請求、第三者請求

○ 通知方法

登録者の謄本等の交付請求の事実が生じれば、速やかにその事実を登録者の住所あてに郵送にて通知する。

○ 通知する情報

交付日、交付種別（謄本等）、請求種別（代理人請求、第三者請求）、交付枚数

○ 登録の申請方法

住所地または本籍地の区役所市民課の窓口で申請。委任状による代理人の申請が可能。

市外居住者は郵送による申請も可能で、堺市電子申請システムによる電子申請も可能。

○ 登録有効期間

無期限

4. (省略)

5. 登録者増加への取り組み

- 人権啓発イベント等での制度周知のためのチラシ配架
(令和 6 年度実績)
 - 憲法週間（5 月 1 日～5 月 7 日）
 - 平和と人権展（8 月 5 日～8 月 9 日）
 - 人権教育セミナー（9 月 27 日）
 - 人権週間（12 月 4 日～12 月 10 日）
- 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間（毎年 10 月）における市内公共施設でのパンフレット「なくそう部落差別」の配架
- 区役所市民課でのポスター掲示
- 堺市電子申請システムでの電子申請による受付